

一般社団法人奈良県医師会 会員の皆さまへ

# 団体所得補償保険のご案内

(所得補償保険)

団体割引

5%適用

ケガや病気  
(例えば**ガン**、**脳卒中**など) で  
働けなくなったときの  
収入ダウンをカバーします!

保険期間

2024年6月1日午後4時から2025年6月1日午後4時まで (1年間)

申込締切日

2024年5月24日 (金)

提出先

株式会社ワイズ保険事務所

保険料の払込方法

2024年8月から毎月口座引き落とし

- 加入資格：お申込人となれる方は一般社団法人奈良県医師会会員に限ります。
- 被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、加入セットにより異なります。3～5ページの被保険者の範囲の説明をご確認ください。

団体 一般社団法人奈良県医師会

代理店・扱者

株式会社ワイズ保険事務所

●この保険は一般社団法人奈良県医師会が保険契約者となる団体契約です。

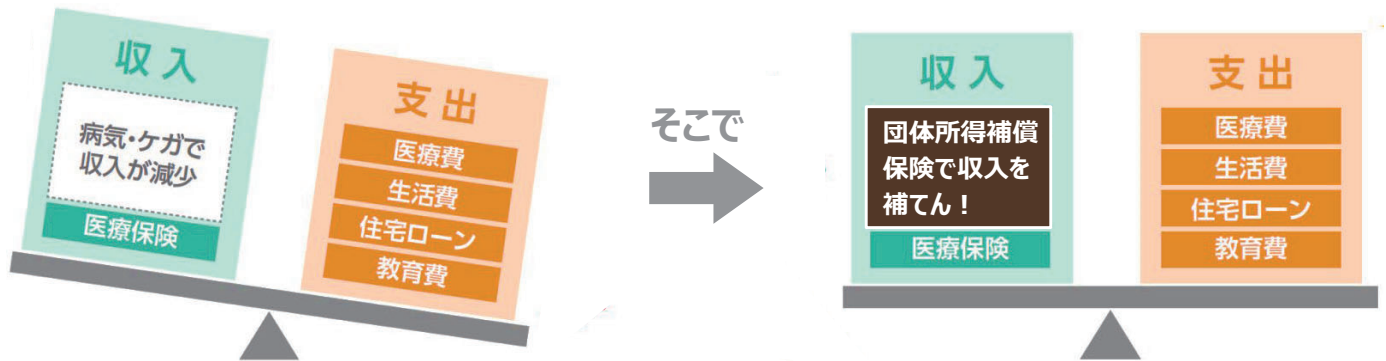
# 団体所得補償保険 <所得補償保険>

突然やってくる、  
ケガや病気!

## 働けなくなって、 収入が減少したときの もしもの備えをしていますか？

ケガや病気で働けなくなったとき…

団体所得補償保険で準備をすれば…



## 所得補償保険では 収入が減少したときの備えができます!

● こんなときにお役に立ちます ●

補償内容

所得補償保険金

### ケガや病気により働けなくなったとき



交通事故でケガをして入院し、働けなくなったとき



ケガにより、医師の治療をうけながら自宅療養し働けなくなったとき



病気で入院して働けなくなったとき

保険期間中に、ケガや病気により働けなくなった場合（就業不能となった場合）、**所得補償保険金**をお支払いします。

免責期間を超えて就業不能の状態が継続した期間に対して、保険金をお支払いします。ただし、てん補期間を限度とします。詳細は、「保険の概要」（7～8ページ）をご覧ください。

### 骨髄採取手術に伴い入院し、就業不能となったとき



骨髄採取手術による就業不能の場合には、就業不能の日数に**4日**を加えた期間に対して**所得補償保険金**をお支払いします。この場合、免責期間を適用しません。

(注) ご加入後1年以内（骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前）に骨髄採取手術による就業不能となった場合には、保険金をお支払いしません。詳細は、「保険の概要」（7～8ページ）をご覧ください。

団体契約の  
POINT

◆この保険は団体契約で、保険料に**団体割引5%\***が適用されています。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

◆**保険料**は便利な**口座引き落としの月払**です。

## お支払いする保険金の算出方法

Aさんはケガをして、医師\*の治療を受けながら20日間仕事を休みました。  
Aさんの保険金のお受け取り額は以下のとおりです。

\*「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。



### A1に3口ご加入の場合（免責4日間）

この場合、保険金の支払対象期間は20日間 - 免責期間4日間 = 16日間です。

<お支払いする保険金の計算式>

$$\frac{10\text{万円} \times 3\text{口}}{\text{ご加入いただいた所得補償保険金額}} \times \frac{16\text{日}}{30\text{日}} = 16\text{万円}$$

※免責期間を超えて就業不能である期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。詳細は、「保険の概要」（7～8ページ）をご覧ください。

## ご加入および保険金額の設定についてのご注意

所得補償保険金額が、被保険者の平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。そのため、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、**平均月間所得額の範囲内で適正な保険金額を設定してください。**（就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）

### <平均月間所得額の算出>

●給与所得者の場合

平均月間所得額 = (年間収入金額 - 就業不能の発生にかかわらず得られる収入) ÷ 12

●事業所得者の場合

平均月間所得額 = (年間収入金額 - 事業の休止によって支出を免れる費用\*1 - 就業不能の発生に関わらず得られる収入) × 本人寄与率\*2 ÷ 12

※1：当該事業に要する経費（交通費、交際費、通信費、原材料副資材購入費、電動力費、光熱費、商品仕入費、備品購入費等）をいいます。

※2：売上高に対する事業主（被保険者）の貢献割合です。当該事業を事業主本人一人だけで行っている場合は100%、その他の場合は、共同経営者の有無、従業員の人数等の実態を勘案して設定します。

### <所得補償保険金額を決めるときの目安>

被保険者が加入されている公的医療保険制度	健康保険、共済組合、船員保険 (例：給与所得者、公務員)	国民健康保険 (例：個人事業主)
平均月間所得額に対する所得補償保険金額の割合	50%以下	70%以下
【保険金額の設定例】平均月間所得額が50万円の場合	25万円以下	35万円以下

●所得補償保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

●他に同種の保険契約\*がある場合は、合算して上表の金額の範囲内となるよう保険金額を定めてください。

※所得補償保険、生命保険、共済 等

●保険金のお支払いの際は、所得証明書等をご提出いただきます。

# 医師の方向け

(A1・B1・A2・B2・C6)

## 所得補償保険

ケガや病気で働けなくなったとき、あなたの収入ダウンを補償します!

●加入いただける方は...

申込人：一般社団法人奈良県医師会会員に限ります。

被保険者：一般社団法人奈良県医師会会員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）のうち、2024年6月1日時点で満15才以上満90才以下の方です。

### 保険金額と保険料

■保険期間：1年

対象年令	15～63才までの方対象		64才以上の方対象		
セット名	A1 天災危険補償なし	B1 天災危険補償あり	A2 天災危険補償なし	B2 天災危険補償あり	C6 天災危険補償なし
てん補期間	2年間		1年間		1年間
免責期間	4日間		4日間		7日間
職種級別	1級		1級		1級
所得補償保険金額 【1口あたり月額】	10万円		10万円		50万円
月払保険料	15～19才	660円	700円	—	—
	20～24才	1,020円	1,080円	—	—
	25～29才	1,140円	1,210円	—	—
	30～34才	1,440円	1,530円	—	—
	35～39才	1,760円	1,860円	—	—
	40～44才	2,270円	2,410円	—	—
	45～49才	2,710円	2,870円	—	—
	50～54才	3,200円	3,400円	—	—
	55～59才	3,380円	3,580円	—	—
	60～63才	3,580円	3,790円	—	—
	64才		2,560円	2,710円	12,450円
	65～69才		3,070円	3,260円	14,900円
	70～74才		5,120円	5,430円	24,850円
	75～90才		7,680円	8,140円	37,300円
加入限度口数	20口	20口	20口	20口	1口



**C6コースは、新規募集はいたしておりません。**

現在ご加入の方のみご継続いただけます。

●上記は職種級別1級（医師、薬剤師等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。なお、職種級別につきましては下記「職種級別および職種名の例」をご参照ください。

<職種級別および職種名の例>

職種級別	職種名
1級	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、事務系会社員、小・中学校の教員、弁護士、税理士、販売員（危険物を取り扱わない）、主婦等
2級	船医、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士、販売員（危険物を取り扱う）等
3級	研究者・研究員（危険物を取り扱う）、金属プレス工、建設・土木作業員、自動車運転者等

## 主婦向け (A3・B3)

### 所得補償保険

<家事従事者特約および  
妊娠に伴う身体障害補償特約セット>

大切な配偶者さま等のために、  
是非ご加入ください！

●加入いただける方は...

申込人：一般社団法人奈良県医師会会員に限ります。  
被保険者：申込人本人の配偶者、子ども、親、姉妹および  
本人と同居している親族のうち、主として炊事・  
掃除・洗濯・育児等の家事を行っている方（女性  
に限りします。）で、2024年6月1日時点で  
満15才以上満90才以下の方です。

### 保険金額と保険料

■保険期間：1年



セット名	A3	B3	
	天災危険補償なし	天災危険補償あり	
てん補期間	1年間		
免責期間	4日間		
職種級別	1級		
所得補償保険金額 【1口あたり月額】	3万円		
月払保険料	15～19才	114円	120円
	20～24才	168円	177円
	25～29才	183円	195円
	30～34才	225円	240円
	35～39才	267円	282円
	40～44才	333円	351円
	45～49才	387円	411円
	50～54才	450円	477円
	55～59才	471円	501円
	60～64才	495円	525円
	65～69才	594円	630円
70～74才	993円	1,053円	
75～90才	1,488円	1,578円	
加入限度口数	5口	5口	

## 一般向け (A4・B4)

### 所得補償保険

会社にお勤めの若い方にも  
加入しやすい金額設定！

●加入いただける方は...

申込人：一般社団法人奈良県医師会会員に限ります。  
被保険者：一般社団法人奈良県医師会会員およびその  
家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹およ  
び本人と同居している親族ならびに家事使用  
人をいいます。）のうち、2024年6月1日時  
点で満15才以上満90才以下の方です。

### 保険金額と保険料

■保険期間：1年



セット名	A4	B4	
	天災危険補償なし	天災危険補償あり	
てん補期間	1年間		
免責期間	4日間		
職種級別	1級		
所得補償保険金額 【1口あたり月額】	5万円		
月払保険料	15～19才	295円	310円
	20～24才	435円	460円
	25～29才	475円	500円
	30～34才	580円	615円
	35～39才	685円	730円
	40～44才	855円	910円
	45～49才	995円	1,060円
	50～54才	1,160円	1,230円
	55～59才	1,220円	1,290円
	60～64才	1,280円	1,355円
	65～69才	1,535円	1,630円
70～74才	2,560円	2,715円	
75～90才	3,840円	4,070円	
加入限度口数	5口	5口	

●上記は職種級別1級（主婦・事務系会社員等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。なお、職種級別につきましては3ページ記載の「職種級別および職種名の例」をご参照ください。

#### 【ご注意】

- 年齢は、保険始期（2024年6月1日）時点での被保険者の満年齢となります。
- 保険金額は、2ページの「ご加入および保険金額の設定についてのご注意」を確認いただきますようお願いいたします。

◎A3・B3セットにご加入いただける所得補償保険金額(月額)の上限は171,000円です。既に所得補償保険（家事従事者特約・妊娠に伴う身体障害補償特約）に加入されている方は、合計で上記金額が限度となります。

# 募集要領

加入資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込人となれる方は一般社団法人奈良県医師会会員に限りです。</li> <li>● <b>A1・A2・B1・B2・C6セット</b>について 被保険者（補償の対象者）となれる方は、現在健康で働いておられる方で、2024年6月1日時点で満15才以上満90才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限りです。 被保険者（補償の対象者）本人<sup>(*)</sup>となれる方の範囲は、一般社団法人奈良県医師会会員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。 （注）C6セットは継続加入のみとなります。</li> <li>● <b>A3・B3セット</b>について 被保険者（補償の対象者）となれる方は、2024年6月1日時点で満15才以上満90才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限りです。 被保険者（補償の対象者）本人<sup>(*)</sup>となれる方の範囲は、申込人本人の配偶者、子ども、親、姉妹および本人と同居している親族のうち、主として炊事・掃除・洗濯・育児等の家事を行っている方（女性に限りです。）です。</li> <li>● <b>A4・B4セット</b>について 被保険者（補償の対象者）となれる方は、現在健康で働いておられる方で、2024年6月1日時点で満15才以上満90才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限りです。 被保険者（補償の対象者）本人<sup>(*)</sup>となれる方の範囲は、一般社団法人奈良県医師会会員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。 （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。</li> </ul>
申込方法	「加入申込票兼健康状況告知書」にご記入・ご署名のうえ、申込締切日までに、代理店のワイズ保険事務所までご提出ください。（お申込方法については、最終ページもご覧ください。）
申込締切日	2024年5月24日（金）
保険期間	2024年6月1日午後4時～2025年6月1日午後4時（1年間）
保険料払込方法	2024年8月から毎月口座引き落とし
自動継続	<p>&lt;自動継続の取扱いについて&gt;</p> <p>前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）</p>



**Q 1** 加入時に医師の診査は必要ですか？

**A 1** 医師の診査は不要ですが、健康に関する告知が必要です。被保険者（補償の対象者）の健康状況を加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に記入いただきます。

（注）健康状況について告知いただく内容は、お引受けの判断のために重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。もし事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。また、健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」（6ページ）をご参照ください。

**Q 2** 所得補償保険金額はいくらに設定すればいいのですか？

**A 2** 所得補償保険金額は、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます。保険金額の設定は「ご加入および保険金額の設定についてのご注意」（2ページ）をご参照ください。

**Q 3** 満期返れい金や契約者配当金などはありますか？

**A 3** ありません。

**以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。**

<継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。>

(\*) 加入口数の増口等、補償を拡大することをいいます。

**1. 健康に関する告知の重要性**

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

**2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い**

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

**3. 書面によるご回答のお願い**

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。  
 ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

**4. 健康に関する告知が必要な方**

・「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。  
 ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

**5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ**

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

**6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い**

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（\* 1）より前に発病した病気（\* 2）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- ( \* 1 ) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- ( \* 2 ) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

**7. その他ご留意いただく点**

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。  
 ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

**特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ**

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群（\*）については、保険金をお支払いしません。

( \* ) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

**【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】**

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除し訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※健康状況告知書質問事項回答欄 (注)		
質問 1	質問 2	特定疾病対象外欄
L53 はい 3	L54 はい 3	L45 疾病 502 疾病・症状名 カナ コード
いいえ 4	いいえ 4	三住 太郎 三住 太郎 R0 三ツツツツツ
「はい」の場合、お引受けできません。 詳細は裏面の健康状況告知書質問事項をご参照ください。		
※告知者ご署名欄		
三井住友海上火災保険株式会社 宛 <small>告知の健康状況告知書質問事項に関するご記載は専らに相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金をお支払いを受けられないことがあることに同意します。また、個人情報取り扱いに同意します。「健康状況告知書ご記入のご案内」を必ずお読みください。内容を正確に記入してください。(被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。)</small>		
L10 告知日	R5 年 10 月 1 日	三住 太郎

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。



ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## ■ 保険の概要 ■ 所得補償保険

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆ 骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆ 保険期間開始前の発病の取扱いの変更に關する特約セット	[A1・A2・A3・A4・B1・B2・B3・B4セットにご加入の場合] 保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※（4日）を超えて継続した場合	保険金額×就業不能期間※の月数（*）+保険金額×（就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数÷30） （*）1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 （注1） 保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2） 原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3） 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ● 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ● 自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気（A3・B3セットは、公的医療保険の「療養の給付」等※の対象となる場合を除きます。） ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気（テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（B1・B2・B3・B4セットを除きます。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（*1）やケガ（加入者証等に記載されます。）などによる就業不能※ ● 精神障害（*2）を被り、これを原因として発生した就業不能 ● 妊娠または出産による就業不能 ● 骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 （注） ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時（*3）より前に発病※した病気（*1）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 （*1） その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （*2） 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 ＜お支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など （*3） 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	[C6セットにご加入の場合] 保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※（7日）を超えて継続した場合		

### ☆【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

### 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気（\*）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

（\*） 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

### 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約（自動セット）	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約（所得補償保険用）（B1・B2・B3・B4セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
妊娠に伴う身体障害補償特約（A3・B3セット）	公的医療保険の「療養の給付」等※の対象となる「妊娠、出産、早産または流産」によって被ったケガ※または病気※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
家事従事者特約（A3・B3セット）	被保険者がケガ※または病気※のために入院※されている（就業不能※の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院されている）ことにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない場合に限り所得補償保険金をお支払いします。



## 【※印の用語のご説明】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ①細菌性食中毒
  - ②ウイルス性食中毒（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
  - ・家事従事者特約をセットしたA3セット・B3セットの場合、「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※している（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師※が診断（\*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。（\*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
  - ・家事従事者特約をセットしたA3セット・B3セットの場合、「平均月間所得額」は、171,000円とします。
- 「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「『療養の給付』等」とは、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

# ご注意いただきたいこと

- この保険は一般社団法人奈良県医師会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>  
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>  
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（\*1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（\*2）を終えて保険金をお支払いします。（\*3）
  - （\*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
  - （\*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
  - （\*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>  
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。  
【ご提出いただく書類】  
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
  - ・引受保険会社所定の保険金請求書
  - ・引受保険会社所定の同意書
  - ・事故原因・損害状況に関する資料
  - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
  - ・引受保険会社所定の診断書
  - ・診療状況申告書
  - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
  - ・死亡診断書
  - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
  - ・休業・所得証明書
  - ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- <代理請求人について>  
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（\*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**  
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（\*）」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者（\*）」または「上記②以外の3親等内の親族」  
（\*）法律上の配偶者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
  - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
  - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- <税法上の取扱い>（2024年1月現在）  
払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。  
（注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	「募集要領」加入資格に記載された方に限ります。加入セットにより異なります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」をご参照ください。

##### ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、表紙、「募集要領」および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者（補償の対象者）が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます（就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」および加入申込票のセット名欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては「保険金額と保険料」および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

表紙および「募集要領」をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 6. 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません（無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。）。

# 注意喚起情報のご説明（所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は一般社団法人奈良県医師会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等（\*）に関する情報

（\*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」、「年令」

④被保険者の健康に関する告知

#### 【健康に関する告知について】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（\*1）より前に発病した病気（\*2）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（\*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（\*2）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

### (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

### (3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（\*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（\*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月額額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月額額まで減額することができます。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約（\*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（\*）を解約しなければなりません。

（\*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、**補償がなくなる場合があります**のでご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙および「募集要領」記載の方法により払込みください。表紙および「募集要領」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

（次ページへ続く）

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙および「募集要領」記載の方法により払込みください。表紙および「募集要領」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 6. 失効について

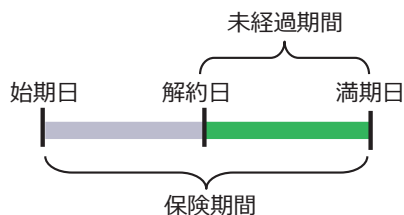
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意ください」とご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

### (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### (2) 新たな保険契約（所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

**株式会社ワイズ保険事務所**  
TEL : 0742-45-8626

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**24時間365日事故受付サービス**  
**「三井住友海上事故受付センター」**  
**0120-258-189（無料）**

事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

# ご加入内容確認事項

## ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。** 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。**

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。**

皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

- ・ 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は、正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

- ・ 保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%または70%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

- ・ 被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合

- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）

- ・ 既にご加入されているがご継続されない場合

**この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。**

## 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびM S & A Dインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

# 申込方法（5ページの募集要領もご参照ください。）

## ■新規に加入される方

- 「加入申込票兼健康状況告知書」にご記入・ご署名のうえ、申込締切日までにご提出ください。
- ・ご記入にあたっては「健康状況告知書ご記入のご案内」（6ページ）をご参照ください。
  - ・保険金額の設定は「ご加入および保険金額の設定についてのご注意」（2ページ）をご参照ください。

## ■前年度から加入されている方

### ①前年度とご加入内容に変更のない方：自動継続方式

前年度から加入されている方（既加入者）は、被保険者の範囲および保険金額をご確認ください。保険金額については「ご加入および保険金額の設定についてのご注意」（2ページ）をご参照ください。ご加入内容に変更のない場合、「加入申込票兼健康状況告知書」のご提出は不要です。

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

### ②ご加入内容の変更、被保険者の追加・削除をご希望の方

ご加入内容の変更を希望される方は、「加入申込票兼健康状況告知書」にご記入・ご署名のうえ、申込締切日までにご提出ください。

- 補償の拡大・増額を伴うご変更の際は、再度健康に関する告知も必要ですので、ご注意ください。

### ③継続されない方

ご継続を希望されない方は、加入申込票の「申し込まない」に○をし、ご署名のうえ、申込締切日まで「加入申込票兼健康状況告知書」をご提出ください。

## <ご連絡・お問い合わせ先>

<代理店・扱者>

### 株式会社ワイズ保険事務所

〒631-0061 奈良県奈良市三碓2-2-13

TEL：0742-45-8626 FAX：0742-45-3991

MAIL:info@e-hoken.co.jp URL：https://www.e-hoken.co.jp



お問い合わせは  
お気軽に！



<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 奈良支店奈良支社

TEL：0742-30-3201